

政策 1 安全対策の推進

目 的

- 様々な災害や事件・事故等に即座に対応できるよう危機管理体制の強化を図るとともに、防災・防犯等に関する意識の啓発、地域を守る自主的な取り組みや交通安全対策等の推進、安全な県土づくりを進めます。

現 状 と 課 題

多様化・大規模化する災害・事故、予測できない突発的な重大事案に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。

県内の犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、犯罪の内容は悪質・巧妙化しています。

交通事故件数は減少傾向にありますが、依然として交通事故で尊い生命が失われており、また死者数に占める高齢者の割合も高いものとなっています。

消費者トラブルは複雑、多様化し、消費者被害は依然として後を絶ちません。

まだ整備されていない災害危険箇所が多く残っています。

BSE 問題、食品の産地や品質、賞味期限などの偽装表示及び残留農薬等の基準値超過案件の発生など、食の安全・安心を脅かす問題が生じています。

取 組 み の 方 向

風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。

県民との協働による地域防犯活動や交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。

トラブルや被害に遭わないよう適切な判断ができる自立した消費者の育成と消費者被害の防止に努めます。

生産から消費に至る一貫した食の安全の確保を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
犯罪率	8.2 件 / 千人	➡	7.2 件 / 千人
交通事故年間死者数	42 人		40 人以下
日頃から地震など災害への備えに取り組んでいる人の割合	19.7%		35%
自主防災組織率	37.5%		50%

人口千人当たりの刑法犯認知件数です。

交通事故発生から 24 時間以内に死亡した年間の死者数です。

「県政世論調査」で「日頃から地震などの災害への備えに取り組んでいる」と答えた人の割合です。

自主防災組織が組織されている地域の世帯数の総世帯数に占める割合です。

県が実施する施策

危機管理体制の充実・強化	・・・	P-152-
消防防災対策の推進	・・・	P-154-
原子力安全・防災対策の充実	・・・	P-156-
治安対策の推進	・・・	P-158-
交通安全対策の推進	・・・	P-160-
消費者対策の推進	・・・	P-162-
災害に強い県土づくり	・・・	P-164-
食の安全の確保	・・・	P-166-

県民の皆さまへ

普段から、災害が起きた場合の避難場所や行動の仕方などについて家族や自治会で話し合っておきましょう。

一人ひとりが交通ルール・マナーを遵守し、地域ぐるみで交通弱者である子どもや高齢者等を交通事故から守りましょう。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、一人ひとりが「自分たちの地域は自分で守る」という意識を持ち、地域ぐるみで防犯活動に取り組みましょう。

消費者被害に巻き込まれないよう、お互いに声を掛け合いましょう。

〔取組み事例〕

【地域におけるボランティア団体の活動】

島根県内では、300を超える防犯ボランティア団体が結成され、安全で安心なまちづくりに向けた取組みが進められています。特に、出雲市においては、40の団体により「出雲地区防犯ボランティア連合会」が設立され、青パト（青色回転灯を装着した車両）による登下校時のパトロール、沿岸地区での週末深夜パトロール、青パトの導入研修会や青色防犯灯普及に向けた活動などを行っています。

また、「出雲市総合ボランティアセンター運営委員会」では、災害時におけるボランティアマニュアルを出雲市社会福祉協議会などとともに作成し、被災者支援活動の普及に向けた活動を行っています。

【食の安全を確保する取組み】

島根県養鶏協会は、鶏卵の生産・流通過程をインターネットでチェックできる鶏卵トレーサビリティを導入しています。店頭表示している二次元バーコードを使い、携帯電話では生産者の名前や住所などを調べることができ、また、インターネット上では鶏種や鶏舎構造、飼料、衛生管理などの詳しい生産者情報を確認することができます。

政策 1 教育の充実

目的

乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもたちを育みます。

現状と課題

子どもたちの基本的な生活習慣の乱れや規範意識・社会性の低下などが指摘されています。

学力・体力の低下、いじめ・不登校児童生徒の増加など、懸念される状況にある子どもたちがいます。

子どもたちが、確かな学力を身につけるとともに、生命の尊さや家族の大切さを理解することが大切です。学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの成長を支援する必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒が増加するなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援が必要となっています。

取組みの方向


基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもを育てるために、学校・家庭・地域が連携協力し一体となった取組みを推進します。

学力の向上対策、キャリア教育、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、発達段階に応じたきめ細かな教育の充実に取り組めます。

地域社会全体で青少年が健全に成長できる環境づくりを推進します。

大学等の高等教育機関については、地域や時代の要請に応え、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう企業、自治体、教育・研究機関等と連携を深めるとともに、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材育成を目指します。

成果指標と目標値

成果指標	平成19年度		平成23年度
子どもが発達段階に応じて心身ともに健康に育っていると思う人の割合	-		70%

学校・家庭・地域が一体となって取り組む中で、「子どもたちが発達段階に応じて心身ともに健康に育っている」ことを県民の意識を通してみる指標です。「県政世論調査」において、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。

指標の調査は平成20年度から実施します。目標値は、平成18年度に行った「県政世論調査」における教育政策に対する評価（「よくやっている」「まあまあだ」と回答した人の割合：53.2%）を参考に設定しました。

県が実施する施策

学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	・・・	P-206-
発達段階に応じた教育の振興	・・・	P-208-
青少年の健全な育成の推進	・・・	P-212-
高等教育の充実	・・・	P-214-

県民の皆さまへ

ふるさとに愛着をもち、知性と感性の豊かな思いやりのある子どもたちを育むために、大人が多様な価値観を大切にし、発達段階に応じた育て方を考えながら、子どもを見守り、支えましょう。

家庭や地域の支えの中で子どもたちは、様々な体験により達成感、充実感を得るとともに、失敗を乗り越えることによって自信や意欲が培われます。家庭は日常生活の中での体験の機会を子どもたちに作りましょう。また、地域は、子どもを地域全体で育むという考え方に立って、家庭の教育を支えましょう。

青少年は大人社会を写す「鏡」です。青少年の健全育成を自らの問題として捉え、地域社会全体で青少年への影響が懸念される社会環境を改善しましょう。

〔取組み事例〕

【子どもの成長支援】

浜田市の石見公民館では、地域で子どもを育む土壌をつくり、地域の教育力を向上させるため、放課後の子どもの居場所づくりを通じて、子どもを支援する大人たちのネットワークづくりの取組みを進めています。

また、ボランティアグループ「浜田のまちの縁側」は、この活動と連携しながら、高齢者、主婦、県立大学生など、多くの人々によって、子どもから高齢者まで、すべての人に開かれた居場所づくりを進めています。

【子ども読書の推進】

「桜江町読書普及協議会」では、家庭、学校、地域社会が連携協力し、各地区公民館を拠点に「子ども読書会」の活動を続けています。読み聞かせや地元の民話を素材にした紙芝居をはじめ、四季を通じた行事や高齢者との交流も行い、地域と子どもたちの結びつきを大切に活動しています。

政策 4 自然環境、文化・歴史の保全と活用

目 的

豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。
先人が築き上げた豊かな景観を保全するとともに、地域の特性に調和した新しい景観を創造します。
県民誰もが、地球市民としての認識をもち、環境の保全に努め、環境への影響が少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

平成 17 年に宍道湖・中海がラムサール条約湿地に登録されたことを契機に、自然から恩恵を受けつつ、自然環境を保全していく意識が高まっています。
平成 19 年の「古代出雲歴史博物館」開館や石見銀山の世界遺産登録により、島根の歴史と文化に対する関心が高まっています。
美しい景観は、潤いや心の豊かさをもたらします。地域の発展と調和を図りながら保全し、創造していくことが必要です。
豊かな自然環境を守り、将来へ引き継いでいくため、環境への負荷の少ない循環型社会に向けての県民一人ひとりの取組みが必要です。

取 組 みの 方 向

県民参加による森づくりなど自然環境保全の取組みを推進します。
自然公園や自然学習施設を活用した自然とのふれあいを推進します。
自然と文化・歴史が県民共有の財産であるという意識を高め、地域資源として活用を図りながら良好に保存します。
地域の優れた景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。
県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策、廃棄物の抑制などの取組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
自然公園等の年間利用者数	865 万人	➡	865 万人
景観づくりに関する住民協定数	212 件		220 件
島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合	57.2%		60%
地球温暖化対策協議会の会員数	5,642 人		11,100 人

～ 自然環境、文化・歴史の保全と活用に取り組んでいる状況をみる指標です。(施策参照)

県が実施する施策

多様な自然の保全	・・・	P-228-
自然とのふれあいの推進	・・・	P-230-
景観の保全と創造	・・・	P-232-
文化財の保存・継承と活用	・・・	P-234-
環境保全の推進	・・・	P-236-

県民の皆さまへ

自然学習施設や自然公園などを利用したり、身近な自然とふれあうことで、潤いややすらぎを感じる生活を楽しみましょう。

花と緑にあふれるまち並みを増やし、美しい景観づくりに努めましょう。郷土の歴史・文化遺産への関心を深め、貴重な地域資源として保存・継承する活動に積極的に関わっていきましょう。

冷暖房の適切な温度管理やエコドライブに心がけ、エネルギーの節約に取り組みましょう。ごみを出さない、使えるものは繰り返し使う、出ってしまったごみはリサイクルしましょう。

〔取組み事例〕

【森づくりと環境負荷の軽減に向けた実践活動】

県内各地で森づくりに向けた取組みが展開されています。NPO 法人「もりふれ倶楽部」は、森林ボランティアを養成し、間伐等の作業や里山自然塾などの啓発活動を精力的に実践しています。また、「しまね企業参加の森づくり制度」による県内企業の森林保全活動も進められています。

女性を中心に結成された「環境とエネルギーを考える消費者の会」では、消費者の立場で無理なく実践できる省エネの実践方法を広めるなど、環境保全意識の啓発活動を展開しています。

【蓮華会舞の保存活動】

隠岐の島町の隠岐国分寺に伝わる蓮華会舞は、舞楽の流れをくむ芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。奈良・平安時代に日本に伝えられた舞楽の多くは既に廃れていますが、この蓮華会舞は、いにしへの姿を今に伝える貴重な古典芸能です。平成 19 年の本堂焼失の際には面・衣装・楽器などすべての用具を失いましたが、「隠岐国分寺蓮華会舞保存会」を中心とした地元の熱意と努力により、わずか半年あまりですべての用具を復元し、保存・伝承活動を続けています。

【景観の保全創造活動】

「築地松景観保全対策推進協議会」では、出雲市、斐川町の 151 地区で住民協定を締結し、行政ともタイアップして築地松の剪定などの維持管理や町並み保全に取り組みむとともに、職人の後継者育成、子供ついじまつ教室や観光客への PR など、幅広い景観活動を行っています。

また、益田市の「鎌手ふるさとおこし推進協議会」は、美しい海岸沿いに水仙を植える「水仙の花咲く里づくり」活動を平成元年から続けています。100 万本もの花が咲く全国有数の水仙園は、地域の高齢者や小・中学生など多くの人によって広がりがつあり、訪れる人々の心を惹きつけています。

施策 II-1-1	危機管理体制の充実・強化
--------------	--------------

目 的

テロ事件や新興感染症などの予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

米国で発生した同時多発テロ（平成 13 年）などのテロ・ゲリラ事件や北朝鮮によるミサイル発射、地下核実験（平成 18 年）などの予測できない突発的な重大事件に対する県民の不安が高まっています。

平成 15 年以降、中国広東省などにおいて発生した重症急性呼吸器症候群(SARS)は、瞬く間に世界規模で感染が拡大し、社会生活にも大きく影響を及ぼしました。また、鳥インフルエンザ（H5N1）の世界的な流行、散発的なヒトの感染発生の継続から、ヒト-ヒト感染を起こす新型インフルエンザの出現が強く懸念されています。

県では、様々な事案に迅速かつ的確に対応するため危機管理対策本部を設置し、庁内全体で情報を共有し応急対策を実施することとしています。また、武力攻撃やテロ攻撃などから県民の生命・身体・財産を守るため、平成 18 年に策定した「鳥根県国民保護計画」に基づき県民の避難、救援及び武力攻撃災害への対処を行うこととしています。

各分野におけるシミュレーション訓練や情報伝達訓練、実動部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力、実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、危機管理体制を充実・強化していく必要があります。

取 組 み の 方 向

武力攻撃事態などにおける、国民保護措置を迅速かつ的確に実施する対応力を高めるため、「鳥根県国民保護計画」に定めた関係機関との連携体制の整備や訓練などを着実に実施します。

感染症医療提供体制の整備や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
事案認知から第 1 回会議開催までの時間	3 時間	→	3 時間以内

事案発生の第一通報を受け、調査等の情報収集により危機管理事案として認定し、1 回目の危機管理連絡会議を開催するまでの対応時間です。消防防災課職員が登庁するまでの時間が 30 分以内、関係課職員が登庁するまでの時間が 1 時間以内、事案に関する情報収集及び対応の検討、危機管理対策本部会議等の開催準備のための時間を最大 2 時間とし、併せて 3 時間以内の開催を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
危機管理対策事業 〔担当課〕消防防災課	災害対策基本法に定める災害以外の危機事案に対して、県民の保護を目的として迅速な初動体制の立ち上げ、応急対策の実施を行います。
テロ等突発事案対策事業 〔担当課〕警察本部警備部	テロリスト等の侵入を水際で防止するため、広報活動を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、沿岸部における不審事案を早期に認知する態勢を確立します。万一、テロ等の突発的な重大事案が発生した場合に備え、実戦的な訓練を反復実施します。
感染症の医療体制整備事業 〔担当課〕薬事衛生課	多種多様な感染症に備えるための指定医療機関の体制整備と検査機器や防護服等の整備、関係職員に対する研修を行います。

施策 II-1-2	消防防災対策の推進
--------------	-----------

目 的

防災関係機関等の連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、大規模火災・事故等の災害の発生時の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

島根県は、急峻な中山間地域が 80%以上を占めるなど、その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われてきました。
 県民の防災意識の向上、災害のおそれのある土地の明確化と利用規制、警戒・避難に必要な情報提供、消防団の活性化や自主防災組織等の育成強化、防災訓練の充実、緊急物資の整備に取り組むことが必要です。
 災害発生時には、「減災」のために、県、市町村の迅速な初動対応の確立、被害情報収集と警戒・避難対策の確立、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施することが重要です。
 平成 18 年 7 月豪雨を契機として、島根県は、市町村が行う高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援体制整備の推進のために、ガイドラインを作成しました。
 火災の予防・消火、救急救助など迅速な対応、消防体制の広域化と体制の強化が課題となっています。
 災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院の整備や搬送体制など関係機関の連携強化を進めています。

取 組 み の 方 向

防災訓練の実施、緊急物資の整備、常備消防の体制強化と広域化、市町村消防団の活性化により、防災関係機関の災害対応能力を充実強化します。
 自主防災組織の育成強化により、地域の防災力の向上を図ります。
 土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、新水防システムの開発を進め、警戒避難体制を整備します。
 住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村や関係団体等と連携し、県民の意識啓発や支援等に取り組めます。
 市町村における「災害時要援護者避難支援対策」の取組みが進むよう、市町村や民生委員、市町村社会福祉協議会などへの働きかけを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
事案認知から第 1 回会議開催までの時間	60 分	→	60 分以内
公共建築物の耐震化率	61%		81%
土砂災害警戒区域の指定箇所数	11,637 箇所		30,000 箇所

災害情報等の認知から 1 回目の災害対策本部会議開催までの対応時間です。消防防災課職員が登

庁するまでの時間を 30 分以内、情報収集や会議開催準備の時間を 30 分以内、一方、関係職員の登庁時間は 60 分以内として、併せて 60 分以内の開催を目指します。

多数の者が利用する公共建築物（県庁、市町村役場、小・中学校、体育館、公営住宅等）の耐震化対策の進捗状況です。「島根県建築物耐震改修促進計画」における公共建築物の耐震化率の目標値（平成 27 年度末 95%）から目標値を設定しました。

土砂災害のおそれのある土地を明らかにし、市町村が行うハザードマップ（災害危険箇所、情報の伝達方法、避難場所などを記載したもの）作成の支援などを目的として指定する区域です。21 市町村の全てで警戒区域の指定を完了することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
災害警備体制強化事業 〔担当課〕警察本部警備部	あらゆる災害現場を想定した実戦的訓練や自衛隊及び消防等防災関係機関との合同訓練を実施し、救出・救助技能の向上と連携態勢を強化します。
震災、風水害等災害対策事業 〔担当課〕消防防災課	地震や風水害などが発生したときに被害を最大限未然に防げるよう防災訓練や自主防災組織の育成支援などを実施するとともに、被害が発生した場合においても迅速、適切な対応により被害の軽減や被災者への支援を行います。
防災情報システム整備事業 〔担当課〕消防防災課	防災関係機関が、的確な情報連絡体制の確立と防災情報の共有化を図れるようシステムを整備し、災害の未然防止や拡大防止を行います。
豪雨災害対策緊急事業 〔担当課〕河川課	洪水時における避難行動が迅速かつ適切に行えるよう水防情報の発信や周知方法を分かり易いものとし、また想定氾濫区域の指定、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行います。
土砂災害防止対策の推進に関する事務 〔担当課〕砂防課	土砂災害のおそれのある土地の情報、雨量情報、土砂災害危険度情報などを市町村や住民に提供し、土砂災害から県民を守る取組みを支援します。
建築物等地震対策促進事業 〔担当課〕建築住宅課	大規模地震から県民の生命と財産を守るため、平成 19 年 2 月に作成した島根県建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など建築物の耐震化に向けた施策を総合的に推進します。

施策 II-1-4	治安対策の推進
--------------	---------

目 的

県民が安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、凶悪化、組織化、国際化する犯罪への対応を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。

現 状 と 課 題

県内の犯罪発生件数は、警察における街頭犯罪抑止対策や防犯ボランティア団体等による防犯活動など、官民一体となった治安対策に取り組んだ結果、平成 16 年から 4 年連続で減少しています。

殺人事件や強盗事件、振り込め詐欺事件の発生など、犯罪の内容が悪質・巧妙化しています。また、子どもや高齢者が被害者となる事件も多発しており、県民に不安を与える犯罪が後を絶たない状況にあります。

犯罪の発生を抑止し、犯罪を検挙する活動を一層推進するとともに、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」等に基づき、県民の自主防犯活動と連携した活動の促進を図るなど、施策の総合的な推進を図る必要があります。また、犯罪被害者等に対する支援の取組みにも期待が高まっています。

取 組 み の 方 向

殺人や強盗などの重要犯罪や振り込め詐欺等知能犯罪の検挙を徹底するため、捜査活動の効率化・高度化を図るほか、県民から広く情報提供を求めるとともに、積極的な犯罪情報の提供を行います。

暴力団等による組織犯罪や来日外国人犯罪の取締りを強化するとともに、関係機関・団体・企業と連携し、平穏な市民生活を脅かす反社会的勢力排除の機運を高めます。

県民の身近で発生する犯罪に対応するため、交番・駐在所の機能を強化し、積極的なパトロールを展開するなど、街頭活動の強化を図るほか、地域安全情報の提供を進めていきます。

安全で安心なまちづくりを推進するため、地域住民による自主防犯活動を積極的に支援するとともに、防犯ボランティア団体の結成及びネットワーク化を促進し、活動を活性化します。また、子どもを犯罪被害から守るため、通学路を中心とした防犯パトロールや防犯教室の開催等、学校・防犯ボランティア団体と連携した安全確保対策を強化します。

犯罪被害者等の権利が尊重され、十分な支援が受けられるよう関係機関・団体等と連携した支援活動を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
犯罪率	8.2 件 / 千人	7.2 件 / 千人

人口千人当たりの刑法犯認知件数（暦年）です。平成 19 年の犯罪率（暫定値）の全国最低値の数値、6.0 件 / 千人を 10 年後の目標とし、現状値から一定の割合で減少すると仮定して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
治安基盤強化事業 〔担当課〕警察本部警務部	治安対策を推進するためには、恒常的に人的、物的及び制度的基盤整備を図ることが必要です。優秀な人材を確保し、教育の充実を図るとともに、装備資機材の整備や業務の見直し・効率化を徹底し、治安基盤の強化を推進します。
<安全・安心なまちづくりの推進> 日本一安全安心まちづくり事業 街頭活動強化事業 交番機能強化事業 子ども安全対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部	身近な犯罪の発生を抑止し、日本一治安の良い地域社会を実現するため、自治体や防犯ボランティア等と連携・協働し、子どもの犯罪被害を防止する活動を推進するとともに、パトロール及び職務質問等の現場活動を強化することにより、安全で安心なまちづくりを推進します。
犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進 〔担当課〕環境生活総務課	犯罪のない安全で安心な地域社会の実現のため、「普及啓発」や、防犯活動団体等の育成や地域における連携強化のための「ひと・団体・ネットワークづくり」などに取り組み、地域に根ざした安全安心、まちづくり活動の推進を図ります。
サイバー犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部	インターネット上に氾濫する違法・有害情報やサイバー空間を悪用した犯罪から県民を守るため、取締りを推進するとともに、関連事業者との連携、情報セキュリティに関する講習会等の啓発活動を推進します。
凶悪犯罪等対策事業 〔担当課〕警察本部刑事部	凶悪犯罪の犯人を早期に検挙するため、凶悪事件発生時には、現場捜査員の集中運用を図るとともに、現場資料採取等の捜査活動を推進します。
暴力団対策事業 〔担当課〕警察本部刑事部	県内の各種事業所等を対象とし、暴力団等反社会的勢力による犯罪被害を未然に防止するための暴排講習会・講演会等を開催します。また、既存暴排組織等の自主的活動の促進を図るための各種支援活動を推進します。
犯罪被害者対策事業 〔担当課〕警察本部警務部	関係機関と連携して情報提供、カウンセリング、再被害防止のための安全確保及び診断書料の公費負担等の支援活動を実施するとともに、県民に対して犯罪被害者等に対する理解促進を図ります。
警察安全相談事業 〔担当課〕警察本部警務部	警察に寄せられる相談の内容に応じ、的確な指導助言を行うとともに、違法行為者に対して警告・検挙などの措置を講じ、犯罪等による被害を未然に防止し、県民の不安を解消します。

施策 II-1-5	交通安全対策の推進
--------------	-----------

目 的

交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

現 状 と 課 題

県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数とも減少傾向となっています。特に、平成 19 年の死者数は、昭和 33 年以降では最少となりました。今後この減少傾向を定着させていく必要があります。

死亡事故の特徴としては、「高齢者」や「夜間・国道」の割合が高くなっています。特に本県では、運転免許の所有者に対して高齢者が占める割合は、全国一であり、毎年、多くの高齢者が交通事故の犠牲になっています。

交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認など基本的ルールの欠如により発生しています。このため、交通事故防止を自動車運転者や自転車利用者を含め、県民一人ひとりが自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全な行動がとれるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。

道路利用者すべての安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに「人優先の道づくり」の視点に立ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩行空間の整備など、交通環境の整備が求められています。

取 組 み の 方 向

県民の交通安全意識を高めるため、自動車運転者や自転車利用者を含め、県民総ぐるみの交通安全県民運動を推進するとともに、関係機関・団体と協働して交通安全対策を推進します。

増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、戸別訪問指導など効果的な交通安全教育を推進するとともに、シルバーリーダーの養成などにより、高齢者の交通安全対策を強化します。

夕暮れ時から夜間の事故多発時間帯や国道 9 号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視等交差点関連違反の取締りを強化します。

安全快適な歩行のために、「あんしん歩行エリア」や「事故危険箇所」を重点として、歩道や自転車道の新設、歩車分離式信号機の導入、見やすく分かりやすい標識・標示の整備など、道路交通環境を整備します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
交通事故年間死者数	42 人	40 人以下
交通事故年間死傷者数	3,131 人	2,800 人以下
歩道の整備率	71%	79%

国を挙げて交通事故死者数の減少を目指しており、平成 24 年までに交通事故死者数 5,000 人以下とする政府目標に対応し、県内では、平成 24 年までに死者数 37 人以下を達成する必要があること及び第 8 次島根県交通安全計画を基にして、それぞれの目標値を設定しました。数値は暦年（1 月～12 月）です。

県管理道路のうち、歩道が必要な区間 1,340 km に対する整備率です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
交通安全計画策定事業 〔担当課〕交通対策課	交通安全施策を着実に推進していくために、交通安全対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な交通安全計画を定めます。
交通安全推進事業 〔担当課〕交通対策課	交通事故防止に向けて県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。
安全な歩行・走行のための道路整備事業 〔担当課〕道路維持課	安全に歩行・走行できるように歩道・自転車道の新設、既設歩道の段差解消を実施します。
交通安全啓発事業 〔担当課〕警察本部交通部	交通安全思想の普及・浸透を図るため、ホームページやテレビ・ラジオ等あらゆる媒体を活用し、交通事故の実態や事故防止のポイントを分かりやすく解説するなど、効果的な広報啓発活動を推進します。
交通安全教育事業 〔担当課〕警察本部交通部	県民の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、幼児から高齢者まで、対象に応じた交通安全教育を推進します。特に、高齢者による事故を防止するため、個別訪問指導等高齢者の交通安全教育を強化します。
運転者対策事業 〔担当課〕警察本部交通部	飲酒運転等交通事故に直結する違反の取締り強化や行政処分の早期執行等によって悪質・危険運転者対策を推進するとともに、更新時講習や処分者講習等の内容を充実させ、優良運転者を育成します。
交通管制システム整備事業 〔担当課〕警察本部交通部	渋滞の軽減等交通の円滑と快適性の向上を図るため、キーインフラである光ビーコンの整備や交通情報提供の充実・高度化など、交通管制システムの整備を促進します。
交通安全施設整備事業 〔担当課〕警察本部交通部	交通事故の防止と交通の円滑を図り、快適な交通環境を実現するため、交通信号機のバリアフリー対策や機能の高度化、見やすく分かりやすい交通規制標識・標示の整備など、交通安全施設の整備を促進します。

施策 II-1-6	消費者対策の推進
--------------	----------

目 的

自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。

現 状 と 課 題

規制緩和や高度情報化の進展、社会経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが登場し消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費者トラブルは複雑・多様化し、後を絶ちません。

島根県消費者センターが受け付けた相談件数は、減少傾向にあるものの、依然として年間8千件を超えています。苦情相談が多く寄せられる内容では、多重債務の整理方法、ヤミ金融など金融に関するもの、覚えのない有料サイトの料金請求などインターネットを介したものなどがあります。

相談者では、高齢者の割合が増加しています。悪質商法など高齢者が巻き込まれる消費者トラブルを防ぐため、地域全体で見守っていく必要があります。

消費者が一定期間内に一定の商品・サービス契約について無条件解約できる「クーリング・オフ」制度の正しい知識の普及をさらに進めていく必要があります。

県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくるため、事業者の法令遵守、取引の適正化の監視・指導を強化し、県民一人ひとりが必要な知識と判断力を備え、「自立した主体」として消費行動ができるよう支援していくことが求められています。


取 組 み の 方 向

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援します。消費者被害の未然防止、拡大防止のため、情報提供や啓発に努めます。

消費者からの苦情・相談に応じ、助言やあっせんによりトラブルの解決と被害の救済にあたるとともに、身近な相談窓口である市町村の相談機能の充実を支援します。

事業者が適正に商品やサービスを提供するよう指導・監督を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
クーリング・オフ制度を知っている人の割合	66.2%		70%

「県政世論調査」において、クーリング・オフ制度について、「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>消費者自立支援事業 〔担当課〕環境生活総務課 消費生活室</p>	<p>消費者啓発、消費者教育を実施し、自立した消費者の育成に努めます。また、消費者リーダー育成、消費者団体の育成・支援を実施し、地域での消費者啓発活動のリーダー、組織の育成に努めます。</p>
<p>消費者苦情処理事業 〔担当課〕環境生活総務課 消費生活室</p>	<p>商品の購入やサービスの提供に関してトラブルが生じた場合、消費者の相談に応じ、その解決と被害の救済に当たります。また、市町村の相談体制の充実のため、相談窓口担当者に対する研修会を実施します。 企業、団体等が行う研修会を推進するため、研修会に講師を派遣します。</p>
<p>事業者に対する指導・監督事務 〔担当課〕環境生活総務課 消費生活室</p>	<p>景品表示法、特定商取引法、消費生活条例等に基づき、事業者が適正に商品や役務を提供するよう、監視、指導します。</p>
<p>身近な経済犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部</p>	<p>金融事犯、資産形成事犯、特定商取引等事犯、健康に被害を及ぼす薬事・医事関係事犯、食の安全・安心に係る事犯、偽ブランド事犯等、消費者生活に深刻な影響を与える身近な経済犯罪の検挙対策及び被害防止対策を推進します。</p>

施策 Ⅲ-1-3	青少年の健全な育成の推進
-------------	--------------

目 的

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。


現 状 と 課 題

非行少年数は減少傾向にあるものの、傷害・恐喝等の粗暴犯が増加するとともに、再非行率が全国平均を上回るなど憂慮すべき状況にあります。
 インターネットなど様々なメディアからの有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く環境の変化は、新たな問題行動を誘発・助長し、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしています。
 学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動や環境整備を進めていく必要があります。
 様々な問題を抱える家庭や子どもたちが増加しており、関係機関・団体が一体となった相談体制の充実や立ち直り支援が求められています。

取 組 み の 方 向

青少年にとって好ましくない営業形態や有害情報等の氾濫を防止するための規制、模範となるべき地域社会の大人自身の意識改革など、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域住民等と連携して、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めます。
 地域住民による非行防止のための活動や青少年の社会参加活動を育成・支援します。
 関係機関や団体等と連携して、様々な問題を抱える家庭や青少年に対する相談や立ち直りの支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
青少年健全育成活動年間参加者数	29,085 人		40,000 人
刑法犯少年の再非行率	35.6%		30%

県、青少年育成島根県民会議などが行う活動への参加者数の増加を目指します。ここ数年増加を見込み、目標値を設定しました。
 青少年の再非行率の減少を目指します。平成 19 年の全国平均値（30%）を目標値としました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
青少年を健やかに育む意識向上事業 〔担当課〕 青少年家庭課	大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取り組みの支援を行います。
地域で育む子ども対策事業 〔担当課〕 警察本部 生活安全部	地域の子どもは地域で守ることを基本に、関係機関・団体、学校、家庭、地域等と連携して、少年の社会参加活動や子どもたちを違法・有害な情報から守るための対策を推進します。また、子ども支援センターと連携して、様々な困難を抱える少年に対する立ち直り支援を推進します。
少年非行防止対策事業 〔担当課〕 警察本部 生活安全部	少年を非行から守り、育てるために、ボランティア団体、地域住民と協働した街頭活動を強化するとともに、非行防止教室の開催による少年の規範意識の醸成、少年相談による悩みやいじめ問題の解決等の対策を推進します。

施策 Ⅲ-4-5	環境保全の推進
-------------	---------

目 的

県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

大気・水質環境は、おおむね良好な状態を保っていますが、大気中の光化学オキシダント濃度が季節的に高濃度になる現象が見られたり、都市部の河川などで水質環境基準を満たしていないところもあります。

島根県では、2010年の二酸化炭素の排出量を1990年に比べ2%削減することを目標としていますが、2004年時点では14.6%増加している状況です。

日常生活や事業活動において、身近な環境の保全に取り組むとともに、省エネルギーの推進、新エネルギー導入などによる二酸化炭素排出抑制に取り組むことが求められています。

一般家庭や事業所等からの廃棄物の排出量については、近年、減少傾向が見られますが、循環型社会を構築するためには、引き続き、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることが必要です。

自然循環機能の維持保全を図るため、環境にやさしい農林水産業を推進する必要があります。

取 組 み の 方 向

大気環境や公共用水域の水質の定期的な監視等を行うとともに、より迅速な情報の提供に努めます。

島根県地球温暖化対策協議会のもとに、県民、事業者、行政が各分野で進めている対策の連携を強め、より多くの県民、事業者が具体的な二酸化炭素削減の行動に移されるよう取り組みます。

太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス利用などの新エネルギーの利活用の促進に向けて、調査・研究や普及啓発を行います。

環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、県民、事業者、行政のそれぞれが適切な役割を担い、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理の取り組みを進めます。

資源の循環利用や合理的な施肥技術・減農薬など環境への負荷軽減に向けた農林水産業の取り組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
地球温暖化対策協議会の会員数	5,642人		11,100人
公共用水域におけるBOD(COD)環境基準達成率	79.4%		85%
一般廃棄物の年間排出量	261千トン		245千トン
エコファーマー認定数	1,653人		2,200人

地球温暖化防止対策を推進するために民間団体、一般県民、行政機関等で構成する島根県地球温暖化対策協議会の会員数です。当該協議会における平成 22 年度末の目標値です。

公共用水域における BOD(COD)に係る環境基準達成率は、環境基準が達成されている水域数の割合です。34 水域中 27 水域が達成されており、今後 2 水域の達成を目指します。

BOD (COD): 生物化学的酸素要求量。好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の 1 つ。化学的酸素要求量 (COD) が海域や湖沼で用いられるのに対し、BOD は河川の汚濁指標として用いられます。

県民の取組みと直接関係する家庭や事業所から排出される一般廃棄物の排出量です。「しまね循環型社会推進計画」の平成 22 年度末の目標値です。

エコファーマーとは、堆肥等による土づくりと減農薬・減化学肥料を一体的に行なう知事の認定を受けた農業者です。販売農家の約 1 割を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
省エネ・3R の県民行動促進事業 〔担当課〕環境政策課	県民や事業者の省エネ、省資源の環境に配慮した行動に対し、エコポイントの付与等の経済的なインセンティブを与える県民運動を展開します。
事業者における地球温暖化対策事業 〔担当課〕環境政策課	二酸化炭素排出量の過半を占める事業者に対し、環境保全と経済活動が両立した地球にやさしいエコ経営の普及を図ります。
産業廃棄物適正処理対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	産業廃棄物処理に対する住民の不安を払拭し、安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制の確保を図るため、排出事業者・処理業者等に対する指導や産業廃棄物処理施設に対する監視・指導を行うとともに、不法投棄の発生・再発の防止及び原因者の究明・指導等を行います。
廃棄物の減量化・循環利用対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	県民、事業者、及び行政が一体となって廃棄物の発生抑制 (Reduce: リデュース)、再使用 (Reuse: リユース)、再生利用 (Recycle: リサイクル) の 3R の取組みを促進します。
キラリと光る環境を守る農業宣言推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	農業者・消費者双方が「環境を守る農業宣言」を行うことにより、環境にやさしい農業の推進と県土保全について共通認識に立ち、県民挙げて『環境農業』の推進を図ります。

事業名	概要
<p>人と環境にやさしい農業推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>エコロジー農産物に対する県独自の推奨制度の浸透を図るなど、化学肥料・農薬の大幅な低減に向けた環境にやさしい農業の取組みを推進します。</p>
<p>しまね新エネルギーの導入促進 〔担当課〕土地資源対策課</p>	<p>県が平成 19 年度に改定した新エネルギー導入促進計画に基づき、太陽光発電の公共施設や住宅等への導入や風力発電、地域資源の有効活用を意図した木質バイオマスエネルギー等の導入を促進します。</p>
<p>< 宍道湖・中海の水質保全 > 宍道湖・中海水質保全事業 宍道湖流域下水道運転管理事業 〔担当課〕環境政策課 下水道推進課</p>	<p>宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画を推進し、両湖の水環境及び周辺住民の生活環境の保全を図ります。 宍道湖流域下水道東部浄化センターで窒素・リンを取り除き、宍道湖・中海の水質を保全します。</p>
<p>下水道等の汚泥活用事業 〔担当課〕下水道推進課</p>	<p>県内で発生する下水道等の汚泥を有効な資源として活用します。</p>
<p>建設副産物対策事業 〔担当課〕技術管理課</p>	<p>公共工事の発注者等に建設副産物である建設廃棄物及び建設発生土の発生抑制、適正処理、再利用等に係る情報、責務、役割を周知し、発注者の受注者への適切な指導等により、再資源化、再利用、再生利用を推進します。</p>
<p>環境犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部</p>	<p>環境犯罪の検挙対策及び抑止対策を推進するため、関係機関と連携し、合同パトロールや早期発見のための情報収集活動を展開する。</p>
<p>県営電気事業 〔担当課〕企業局施設課</p>	<p>既存の 12 水力発電所と 1 風力発電所の効率的な運転に努めるとともに、新たな発電所を建設します。</p>

目 的

対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPO などとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。

現 状 と 課 題

県民の意向を県政に反映していく上では、様々な手段、機会を通じ、情報を迅速かつ分かりやすく提供する広報と、県民との直接対話や間接広聴事業による広聴の充実が重要です。

社会環境の変化などにより、これまでの公共的なサービスの仕組みを継続することが困難となるケースが生じています。また、このような状況を克服しようとする地域住民や民間事業者等の取組みにとって障害となっている規制の見直しなどが必要となっています。

県民・企業・NPO などと行政がお互いの利点・特性を活かして共通の目的のもとに協働する取組みが進んでいます。特に、NPO は今後の公共サービスの新たな担い手として期待が高まっており、保健福祉や環境保全、まちづくりなど様々な分野で活動を展開しています。

取 組 み の 方 向

知事広聴会、県民ホットラインなど広聴事業を通して把握した県民の意見を県施策に活かすとともに、効果的、効率的な広報を展開します。

県民等の自由な発想や提案を広く汲み上げ、地域社会で求められる役割に応じた県民自らの力による地域課題の解決や、地域活性化を実現する新たな事業の展開を図ります。

協働推進員を配置し県庁内の推進体制を整備するとともに、協働に関する理解を深めるための研修や、協働事業の実践を通し職員の意識改革を行います。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
県の広報に対する満足度	57.0%	➡	60%
県と協働した年間団体数	385 団体		800 団体

県内に居住する満 20 歳以上の県民の意見を聴く「県政世論調査」において広報全般について「満足している」と回答した人の割合です。より効果的な広報に努め県の広報に対する満足度を高めます。

共催、委託、補助、事業協力、施策提言などの形態により県と協働した NPO 法人、任意団体、企業などの数です。毎年 80 団体程度の増加を見込み、4 年後に協働団体数の倍増を目指します。

目 的

住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。

現 状 と 課 題

地方分権の進展や平成の大合併により本県の市町村数が 59 から 21 に再編され行政体制が総体的に充実したことに伴い、市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、より自立性の高い行政主体となる必要があり、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実践する役割が求められています。

現在市町村財政は極めて厳しい状況に置かれていることから、平成 19 年に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断基準を踏まえ、市町村の健全な財政運営に向け、迅速・適切に対応していく必要があります。

県内の市町村のほとんどが、過疎地域自立促進特別措置法をはじめとした特定地域振興に関する各法律の適用を受ける地域であり、引き続きその振興に向けた取組みを行っていく必要があります。

地方分権が進展する中で、県と市町村はそれぞれの役割を明確にするとともに、相互に連携・協力し合い、新たなパートナーシップを築いていく必要があります。

取 組 み の 方 向


県と市町村との関係については、十分な意見交換の下、各市町村の意向を尊重しながら、対等のパートナーシップの基に、助言等の支援を行っていきます。

地方分権の進展や市町村合併により行政体制が総体的に充実したことを踏まえ、市町村の規模・体制の差も考慮しつつ、基礎的自治体である市町村がさらに行政基盤を充実・強化し、地域住民の意向を反映した主体的なまちづくりができるよう市町村への権限移譲を積極的に進めます。

税源移譲に伴う財政力格差の是正のためには、地方交付税による財源保障・財源調整が不可欠であることから、島根県の考えを国に強く主張していきます。

財政健全化法に基づく財政指標や、公会計制度の導入などを通じ、市町村行財政の健全化に向け助言・支援を行っていきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
市町村への権限移譲項目延べ数	137 項目		374 項目

住民サービスの充実に向け、権限を県から市町村へ移した事務の項目数を指標としました。市町村への権限移譲計画（平成 19 年 3 月改訂版）のメニュー事務のうち、重点推奨項目をすべての対象市町村へ移譲することを目指します。

目 的

中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。

現 状 と 課 題

県では、これまでも、「財政健全化指針（平成 14 年 12 月策定）」や「中期財政改革基本方針（平成 16 年 10 月策定）」に基づき、全国的に見てもトップレベルの厳しい改革を行ってきました。

しかしながら、現在国が進めている国・地方を通じた歳出改革の取組みに伴い、今後も更なる地方交付税の削減が見込まれるなど、一段と厳しい財政運営を余儀なくされています。本県財政の構造的収支不足は今後も 200 億円台後半が見込まれ、このままでは、平成 22 年度にも基金が枯渇し、財政再建団体への転落が危惧される非常事態です。

一方で、本格的な地方分権時代を迎え、自らの創意工夫と責任で活力に満ちた島根を築いていくためには、県が自主的に財政健全化を進め、この難局を乗り切っていく必要があります。

このため、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に基づき、総人件費の抑制や外郭団体の見直しなど、行政の効率化・スリム化に徹底して取り組むとともに、県の実財政全般にわたる徹底した改革を行い、必要な財源の確保に努めます。

取 組 み の 方 向

一定程度の規模の基金を確保しつつ、段階的に収支不足の圧縮を進め、収支均衡の状態にすることを改革の目標とし、中長期的に持続可能な財政運営を実現します。

具体には、概ね 10 年後において、130 億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にすることを改革の目標とします。

平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間で集中改革期間とし、抜本的な改革を集中して実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
毎年度発生する収支不足額	260 億円程度		50 億円程度

行政の効率化・スリム化で 90 億円程度、事務事業の見直しで 50 億円程度、財源の確保で 70 億円程度収支改善を達成することを目標とします。

目 的

時代の変化に迅速に対応できる活動的な組織、民間の知恵や経験が取り入れられる柔軟な組織の構築に向け、不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。

現 状 と 課 題

地方分権が一層進展する中で、社会経済情勢の急激な変化や多様化・高度化する県民ニーズに適宜的確に対応することができる組織体制に、常に見直していく必要があります。

これまでも、簡素で効率的な執行体制の整備を図る観点から、組織のフラット化・グループ化や、地方機関の統廃合等の見直しを進めてきました。また、平成 15 年 4 月から平成 24 年 4 月までの 10 年間で、一般行政部門の職員を中心に 1,000 人を削減する計画に取り組み、平成 19 年度までにほぼ 500 人を削減してきました。

厳しい財政状況が続く中で、更なる行政の効率化・スリム化に取り組む必要があり、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」においては、1,000 人の定員削減に加え、今後 10 年間で更に 500 人程度の追加削減を行うこととしています。

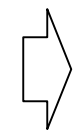
社会経済情勢が厳しい中、県行政に対する県民の関心は一層高まっており、この県民の期待に応えていくためには、職員一人ひとりが、持てる能力を最大限に開発・向上させながら、県の組織目標を達成すべく総力を結集していくことが必要です。あわせて、高い使命感や倫理観を持ち、幅広い知識・経験に裏打ちされた能力とスペシャリストとしての能力を兼ね備えた公務員像の実現を目指す必要があることなどから、職員の意識改革と資質向上が急務となっています。

取 組 み の 方 向

県の組織については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制に見直します。職員数については、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に掲げたとおり、1,000 人の定員削減計画を着実に進めるとともに、事務事業の見直しによる業務量削減や組織の見直しなどにより 500 人程度の追加削減に取り組みます。

職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
職員削減数	511 人		1,000 人

教員・警察官等を除く職員の定数を削減する目標です。

目 的

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、事業の成果の検証と評価を実施し、以後の県政運営の改善と行政資源の最適配分に結びつけるマネジメントの取組みを徹底し、その状況を広く公表します。

現 状 と 課 題

徹底した行財政改革の実施や地方分権の進展に伴い、限られた行政資源を有効に活用し、自らの判断と責任で地域の実情に即応した政策形成や戦略的な施策展開が要請されており、より成果を重視した政策主導型の県政運営を行っていく必要があります。


県では、平成 15 年度から、県民の視点に立った成果重視の行政を実現すること、効率的で質の高い行政運営を実現すること、県民に対する行政の説明責任を果たすことをねらいとして、「行政評価システム」を導入し、事業の実施結果を計画に基づいて評価し、改善に結びつける取組みを進めてきました。

厳しい財政状況の中にあっても、県政運営の改善に役立つ新しい行政評価の仕組みづくりと、評価作業の効率化・スリム化を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

島根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、また計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
行政評価の結果を事業の改善に反映した事務事業の割合	73.5%		100%

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の実現のためには、PDCA サイクル(事業の実施結果を計画に基づき評価し、以後の改善に結びつける手法)による行政評価を実施することが基本となることから、この指標を設定しました。すべての事務事業で実施することを目指します。